

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分取消等請求上告及び同上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年6月16日棄却・不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年6月12日判決、本資料258号－110・順号10968）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成21年1月28日判決、本資料259号－14・順号11127）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年6月16日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 近藤 崇晴

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

当事者目録

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	伊達 俊二ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	武藤 政男